

解体工事等における工事成績評定要領の運用の一部改定（新旧対照表）

現 行	改 定
解体工事等における工事成績評定要領の運用 解体工事等における工事成績評定要領の運用 (令和5年3月1日技管－1088) (総則) 第1 この運用は、秋田県工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）において、解体工事等考査項目の無い工事の成績を適切に評定するため、必要な事項を定めるものである。 (対象工事) 第2 次の工事を本運用の対象とする。 1) 解体工事（建築工事） 2) 解体工事（土木工事） 3) 河川工事（州ざらい工事） 4) 暗渠排水工事（埋戻し） 5) ほ場整備工事（整地仕上げ） 6) ほ場整備工事（整地工中間検査） (評定方法) 第3 対象工事の評定は、評定要領に基づき行うものとするが、『3. 出来形及び出来ばえ』については、運用別紙1～6により評定を行うものとする。 (システムの入力) 第4 工事成績評定システムの入力については、別添「解体工事等の工事成績評定システム入力マニュアル」に基づき行うものとする。 (考査項目運用表の保存) 第5 各対象工事の評定に使用した考査項目運用表（別紙1～6）は各監督公所で保存するものとする。 (その他) 第6 この運用に定めのないものについては、評定要領に基づくものとする。 附 則 令和2年4月1日以降に入札公告又は指名通知した工事に適用する。ただし、令和2年3月23日以降に着手し、令和2年度にまたがる工事（補正発注工事等）についても適用する。 附 則 この要領の運用は、令和5年4月1日から適用する。	解体工事等における工事成績評定要領の運用 解体工事等における工事成績評定要領の運用 (令和7年3月3日技管－767) (総則) 第1 この運用は、秋田県工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）において、解体工事等考査項目の無い工事の成績を適切に評定するため、必要な事項を定めるものである。 (対象工事) 第2 次の工事を本運用の対象とする。 1) 解体工事（建築工事） 2) 解体工事（土木工事） 3) 河川工事（州ざらい工事） 4) 暗渠排水工事（仕上げ） 5) ほ場整備工事（整地仕上げ） 6) ほ場整備工事（整地工中間検査） (評定方法) 第3 対象工事の評定は、評定要領に基づき行うものとするが、『3. 出来形及び出来ばえ』については、運用別紙1～6により評定を行うものとする。 (システムの入力) 第4 工事成績評定システムの入力については、別添「解体工事等の工事成績評定システム入力マニュアル」に基づき行うものとする。 (考査項目運用表の保存) 第5 各対象工事の評定に使用した考査項目運用表（別紙1～6）は各監督公所で保存するものとする。 (その他) 第6 この運用に定めのないものについては、評定要領に基づくものとする。 附 則 令和2年4月1日以降に入札公告又は指名通知した工事に適用する。ただし、令和2年3月23日以降に着手し、令和2年度にまたがる工事（補正発注工事等）についても適用する。 附 則 この要領の運用は、令和5年4月1日から適用する。 附 則 この要領の運用は、令和7年4月1日から適用する。

現 行

運用別紙 1 ～ 3 略

運用別紙 4

運用別紙4

工事成績採点の調査項目の調査項目別運用表(暗渠排水工事(埋戻し))

〔記入方法〕

調査項目	工種	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形 (土木工事用)	暗渠排水工事 (埋戻し)	「評価対象項目」 ☐ 施工状況が容易に把握できるよう、施工管理写真が適切に貼められている。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ 埋め戻した表土に不陸がない。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 (石礫及び雑物等を含む) ☐ その他(理由: _____) ●判断基準 該当項目が4項目以上・・・a 該当項目が2項目以上・・・b a、bに該当しない・・・c		☐ 出来形関係の評価項目に係る施工が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。		☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
II. 品質 (土木工事用)	暗渠排水工事 (埋戻し)	「評価対象項目」 ☐ 石礫及び雑物等の除去が適切に実施されている。 ☐ 暗渠排水の埋戻が適切に実施されている。 ☐ 暗渠排水の埋戻しにあたり、地区内の地表水、地下水が良好な排水状態で施工している。 ☐ 埋戻土の転圧や周辺の整地を適切に実施されている。 ☐ 暗渠排水の溝畔又は道路復旧の仕上げが適切に実施されている。 ☐ その他(理由: _____) ●判断基準 評価値が80％以上・・・a 評価値が60％以上～80％未満・・・b 評価値が60％未満・・・c		☐ 品質に係る評価対象項目の施工が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。		☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(%)=() 該当評価数 / () 評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

(検査員)

調査項目	工種	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形 (土木工事用)	暗渠排水工事 (埋戻し)	「評価対象項目」 ☐ 施工状況が容易に把握できるよう、施工管理写真が適切に貼められていることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 埋め戻した表土に不陸がないことが確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 (石礫及び雑物等を含む) ☐ その他(理由: _____) ●判断基準 該当項目が4項目以上・・・a 該当項目が2項目以上・・・b a、bに該当しない・・・c		☐ 出来形関係の評価項目に係る施工が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行い、改善された。		☐ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。
II. 品質	暗渠排水工事 (埋戻し)	「評価対象項目」 ☐ 石礫及び雑物等の除去が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ 暗渠排水の埋戻が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ 暗渠排水の埋戻しにあたり、地区内の地表水、地下水が良好な排水状態で施工していることが確認できる。 ☐ 埋戻土の転圧や周辺の整地を適切に実施されていることが確認できる。 ☐ 暗渠排水の溝畔又は道路復旧の仕上げが適切に実施されていることが確認できる。 ☐ その他(_____) ●判断基準 評価値が80％以上・・・・・・a 評価値が60％以上～80％未満・・・・b 評価値が60％未満・・・・・・c		☐ 品質に係る評価対象項目の施工が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行い、改善された。		☐ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(%)=() 該当評価数 / () 評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

調査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
III. 出来ばえ	暗渠排水工事 (埋戻し)	「評価対象項目」 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ 支線道路や進入路などの建設機械が走行した箇所が適切に復旧されている。 ☐ 表土に石礫等がなく、営農に支障がない。 ☐ 石礫、残土等が適切に処理されている。 ☐ 埋戻部に植物箇所や沈下がなく、営農に支障がない。 ☐ 地表への被覆材の浮出等がない。 ☐ その他(理由: _____)		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d ※現地のほか工事写真により判定できる	

運用別紙 5 ～ 6 略

改 定

運用別紙 1 ～ 3 略

運用別紙 4

運用別紙4

工事成績採点の調査項目の調査項目別運用表(暗渠排水工事(仕上げ))

〔記入方法〕

調査項目	工種	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形 (土木工事用)	暗渠排水工事 (仕上げ)	「評価対象項目」 ☐ 施工状況が容易に把握できるよう、施工管理写真が適切に貼められている。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ 敷均した表土に不陸がない。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 (石礫及び雑物等を含む) ☐ その他(理由: _____) ●判断基準 該当項目が4項目以上・・・a 該当項目が2項目以上・・・b a、bに該当しない・・・c			☐ 出来形関係の評価項目に係る施工が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
II. 品質 (土木工事用)	暗渠排水工事 (仕上げ)	「評価対象項目」 ☐ 石礫及び雑物等の除去が適切に実施されている。 ☐ 溝畔法面等からの雨水がない。 ☐ 地区内の地表水、地下水が良好な排水状態で施工している。 ☐ 施工部周辺の整地が適切に実施されている。 ☐ 暗渠排水の溝畔又は道路復旧の仕上げが適切に実施されている。 ☐ その他(理由: _____) ●判断基準 評価値が80％以上・・・a 評価値が60％以上～80％未満・・・b 評価値が60％未満・・・c		☐ 品質に係る評価対象項目の施工が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。		☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(%)=() 該当評価数 / () 評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

(検査員)

調査項目	工種	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形 (土木工事用)	暗渠排水工事 (仕上げ)	「評価対象項目」 ☐ 施工状況が容易に把握できるよう、施工管理写真が適切に貼められていることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 敷均した表土に不陸がないことが確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 (石礫及び雑物等を含む) ☐ その他(理由: _____) ●判断基準 該当項目が4項目以上・・・a 該当項目が2項目以上・・・b a、bに該当しない・・・c			☐ 出来形関係の評価項目に係る施工が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行い、改善された。	☐ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。
II. 品質	暗渠排水工事 (仕上げ)	「評価対象項目」 ☐ 石礫及び雑物等の除去が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ 溝畔法面等からの雨水がないことが確認できる。 ☐ 地区内の地表水、地下水が良好な排水状態で施工していることが確認できる。 ☐ 施工部周辺の整地が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ 暗渠排水の溝畔又は道路復旧の仕上げが適切に実施されていることが確認できる。 ☐ その他(_____) ●判断基準 評価値が80％以上・・・・・・a 評価値が60％以上～80％未満・・・・b 評価値が60％未満・・・・・・c		☐ 品質に係る評価対象項目の施工が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行い、改善された。		☐ 契約書第17条に基づき、改造請求が行われた。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(%)=() 該当評価数 / () 評価対象項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

調査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
III. 出来ばえ	暗渠排水工事 (仕上げ)	「評価対象項目」 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ 支線道路や進入路などの建設機械が走行した箇所が適切に復旧されている。 ☐ 表土に石礫等がなく、営農に支障がない。 ☐ 石礫、残土等が適切に処理されている。 ☐ 敷均箇所や沈下がなく、営農に支障がない。 ☐ 地表への被覆材の浮出等がない。 ☐ その他(理由: _____)		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d ※現地のほか工事写真により判定できる	

運用別紙 5 ～ 6 略